

「コンプライアンス(法令遵守)条例」を提案、総務文教常任委員会で否決

条例化の狙い

市役所の内規である「職員倫理要綱」「不当要求行為等対策要綱」「職員等の公益通報に関する要綱」をまとめた上で、弁護士などの第三者で構成する「審査会」を設置し、運用の透明性を確保すること

職員の基本姿勢や不正な要望等への対応、公益に合う通報は要綱でも規定が可能ですが、要綱では審査会が設置できないため、制度を公正・中立に運用し市民を守るためには条例化が必要となります。なお、条例において市長の役割が大きいのは、最終的に全ての責任を市長に負わせ、市長の不信任が決議できる議会をもって監視するためです。委員会の審議においては、こうしたコンプライアンスの重要性や条例化の意義について説明しました。しかしながら、反対が多数となり、否決という結論に至っています。

《 質疑・討論での発言 》

山本 数博	反対	要綱があるのに、あえて(条例化を)する必要はない。
武岡 隆文	反対	要綱を一つにまとめてまで(条例化を)する必要は特にない。
先川 和幸	反対	正当・不当を委員会(審査会)が判断すると、第1条の目的(透明で市民に信頼される市政の確立)が達成できず、市政を混乱させる。
穴戸 邦夫	反対	コンプライアンスという言葉が日本語ではないので、理解できないところもある。
山本 優	反対	条例を制定して法令を順守させようとする方法は好ましくない。
新田 和明	反対	(発言なし)
南澤 克彦	賛成	要綱をまとめ、審査会、委員会を付け加えることで、客観性、中立性、公平性を担保し、行政の透明性が増す。

(敬称略)

《 主な動き 》

12/13	議員からの書面通知	新田議員が、避難所での問題行動に関して経過および今後について説明(事態の收拾については回答なし)。
12/13	議員からの書面通知	12/6付の書面通知に対し、山本(数)議員が当該事案に関する報告書の提供を書面で要請。
12/21	議員からの口頭回答	12/16に新田議員へ重ねて説明を求めたものの、新田議員は応答を拒否。
12/21	議員への書面回答	12/13付の書面に対して、安芸高田市情報公開条例に基づく手続きにより公開する旨を山本(数)議員へ回答。
12/23	議員からの書面通知	山本(数)議員が、問題行動とされた経緯を明らかにしよう申し入れ。
12/24	面談	南澤議員、田邊議員と意見交換。

定例会一般質問はYouTubeで閲覧できます。

<https://www.youtube.com/watch?v=EldFCOEu4wY>



「公共施設等総合管理計画」に関して指摘

12月定例会の一般質問では、11人の議員から質問がありました。答弁で繰り返し指摘したのは、2015年2月に策定された「公共施設等総合管理計画」です。中国新聞の記事では、12月14日に行った決算説明会で、私が「公共施設の現状維持は不可能」と言及したとありますが、これは以下に記載する通り当該計画にある評価です(説明会でもそのように引用しています)。また、計画には「公共建築物の総延床面積を20年間で30%以上削減する」という目標も明示されています。

公共施設等総合管理計画[まとめ]の抜粋

- 人口減少及び増大するインフラ資産の更新を考慮すると、現在の公共施設の総量を維持し続けることは不可能と判断できます。
- 現在の便利さや豊かさだけを求めて結論を先送りすることは、次世代に大きな負担を押し付けることとなります。状況を適格に分析し早めの対策が必要です。

最大の問題は、約7年前に策定され、市民の代表たる議員の了解も得ておきながら、計画の内容が市民にほとんど共有されていないことです。結果として、取り組みは遅々として進まず、すでに7年が経過しながら「4%」しか削減できていません。今回の一般質問では、こうした現状の危うさを改めて説明しました。

市ホームページ「公共施設等総合管理計画」

<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/zaimu/z104w505w788n447u19-copy/>



市長 石丸 伸二

《 令和3年定例会 一般質問における各議員の質問時間 》

氏名	第1回 (3月)	第2回 (6月)	第3回 (9月)	第4回 (12月)	氏名	第1回 (3月)	第2回 (6月)	第3回 (9月)	第4回 (12月)
南澤 克彦	29分	19分	30分	17分	児玉 史則	-	-	-	-
田邊 介三	26分	21分	14分	24分	大下 正幸	-	-	-	-
山本 数博	30分	11分	-	30分	山本 優	13分	17分	20分	30分
武岡 隆文	29分	-	24分	12分	熊高 昌三	27分	17分	30分	28分
新田 和明	26分	21分	-	22分	秋田 雅朝	27分	26分	27分	30分
芦田 宏治	27分	25分	26分	25分	金行 哲昭	9分	13分	9分	12分
山根 温子	29分	25分	30分	22分	石飛 慶久	-	18分	23分	-
先川 和幸	-	-	-	-	穴戸 邦夫	-	-	-	-

※持ち時間・・・1人30分 ※本市議会において、議長は慣例によって質問を行わない(法的には質問できる)。

(敬称略)